

平成 19 年度 第 3 回 男女共同参画懇話会〔委員研修会〕議事録

日 時 平成 19 年 12 月 17 日 (月) 午後 3 時 00 分 ~

場 所 市役所 東館 1 階 会議室 4

出席委員 古賀、山本、石川、魚住、加藤、都築、宮崎、三和、米正、渡邊

欠席委員 具、鈴木

事務局 市民部長、樋口、野口

市民部長あいさつ

3 月に第 2 次とよあけ男女共同参画プランを策定し、6 月には策定記念フォーラムを実施した。活発な意見をいただき、参考にさせていただき事業等を推進している。プランは、策定後の評価が重要であると認識しており、その評価を基に男女共同参画施策を推進していきたいと考えている。

1. 会長あいさつ

プランを策定して 10 か月が経過し、当該プランに基づいて様々な事業等が実施されている。今後は、経過を見ながら適正な評価をしていかねばならない。

本日は、魚住委員をコーディネーターとして研修会形式でプランに関する共通理解を図ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局報告

2 月 23 日(土)午前、セルフディフェンス講演会(講師:具ゆり)を実施するので、ご参加を。

2 月 27 日(水)職員向けの DV に関する研修を実施します。

3 月 5 日(水)、14 日(金)、19 日(水)の 3 日間、DV 被害者支援講座(講師:具ゆり)を実施します。相談者等を対象にした講座ですので、ご参加を。

3 月 26 日(水)午後 2 時より、第 4 回豊明市男女共同参画懇話会を予定していますのでよろしく申し上げます。

2. 委員研修(「第 2 次とよあけ男女共同参画プラン」を基にした委員研修)

コーディネーター:魚住 忠久 委員

「委員の共通理解を図るため、基本的な事項について再確認をする。」「プランの 4 つの柱について、4 人の委員をプレゼンターとして説明してもらい、他の委員等の意見交換を行う。」「行政職員(樋口)がコメンテーターとして簡単なコメントを添え、魚住委員が意見をまとめる。」という流れで実施する。

(1) 懇話会委員間の共通理解・認識を促すための学び

- ・懇話会設置要項 (P.65) 2条

【懇話会の所掌事務のポイント】

施策について調査審議を行うこと。

審議だけでなく、会議又は自己責任の範囲で「調査」するという実務・実行の要素が含まれている。

改定に意見を述べること。

策定に止まらず、改定が必要と判断した場合は、そのための意見を述べなければならない。「～できる」という規定ではない。

効果が検証できる措置を講じること。

これも「～できる」という規定ではない。例えば、評価できる体制をつくるのが「措置を講じる」ことであり、実際に評価をするという実務的な行為ではない。

- ・男女共同参画社会基本法 (P.58～)

【前文より】・・・最重要課題であると国(国会)が位置づけている。

男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

【第14条より】

都道府県 基本的な計画を定めなければならない(強行規定)

市町村 基本的な計画を定めるように努めなければならない(任意規定)

- ・基本用語解説 (P.71～)

男女共同参画の考え方は、諸外国からの輸入品といえる。そのため、翻訳が難しい言葉は、カタカナ表示となっているものが多い。

「エンパワメント」「ジェンダー(ジェンダーバイアス)」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を例示し、正しく説明ができるかをセルフチェック。なお、この用語解説では、プラン上で使用されている表現に限っているため、男女共同参画に関するすべての言葉を網羅しているものではない。

(2) 基本計画の4つの柱(内容)をめぐる長期的観点と今年度の経過から

[提言と話し合い]

- ・男女平等の教育・啓発の推進 推進部 部長(米正 和恵)

この項目の重要課題は3つで、いくつかの課題と具体的な事業(P43～)を示している。特に重要と思う点は次のとおり。

標語募集などを実施したが、想定以上の反響があった。学校現場において、それなりの説明がされての応募であったと思う。そういった活動から意識啓

発を図ることができるという点でも、学校での教育が重要である。

女性や子どもに対する DV 対策は人権の尊重という点からも重要な課題と認識している。講座開催などの取り組みをすることによって、現状を知り、対応を考えることが必要である。

・社会参加における男女共同参画推進 会長 (古賀 順子)

この項目の重要課題は 3 つで、いくつかの課題と具体的な事業 (P46~) を示している。P12 に示した「基本的視点：このプランがめざす男女平等社会」からみて、次の事項が重要だと考えている。

就業における男女平等は、市民 (個人) の努力でどうにかなるものではない。企業への働きかけや制度については、行政の「力」が必要である。

地域社会におけるコミュニティの活性化が最重要課題と思われ、「まち育て塾」などの実施における効果を期待している。「地域で支えあう仕組みの確立が必要 (P23)」である。

・生涯にわたる安心、安全な生活の保障 副会長 (山本 昭子)

この項目の重要課題は 4 つで、いくつかの課題と具体的な事業 (P48~) を示している。いずれも重要な事項であるが、あえて絞り込むとすれば、次世代育成に関する内容が重要と思われる。

育児を社会的に支えることのできるため環境づくりが必要である。男性の育児参加などの家庭での育児環境に対する啓発や、有給休暇の取りやすい環境づくりなど企業 (職場) の協力が大切です。

次世代育成支援地域行動計画推進協議会における支援体制の確立、子どもの虐待防止、高齢者への対策や健康支援など、いかに多くの人に浸透されるかが課題である。

・計画の推進・評価 評価部 部長 (三和 尚子)

この項目の重要課題は 2 つで、いくつかの課題と具体的な事業 (P51~) を示している。評価は、このプランの中でも最重要項目です。

評価体制を確立する上で、予算等の事情で評価委員会の設置が困難となったため、実務的な評価も男女共同参画懇話会が担うことになった。

このプランには行政が行うべき事業等が示されている。その事業が実施できているか、効果的であったかなど、プランの進捗状況の把握 (監視) をしていかなければならない。

(3) 各委員からの意見 (提案) 交換

(ブレインストーミング) ルール：それぞれの意見に対して否定をしないこと
各委員より活発な意見が述べられた。(概要)

男女共同参画の必要性は、個人的には理解している。国は最重要課題と位

置付けをしているが、市民は日常生活の中で男女共同参画社会が必要という実感が無い。法律になっているわりには、重要視されていないのが現実といえる。男女共同参画社会に向かって変化しているはずなのに、それに気づいていないように感じられる。

極端な物の捉え方や偏った考え方をする人たちから、バッシングや揺り戻しがある。時代の流れの中では仕方のないことである。紆余曲折を繰り返しながらも、徐々に、確実に男女共同参画は進んでいる。

女性は男性より給料が安いという現実に対し、男女共同参画の観点からおかしいと唱えつつも、実際高収入を得て夜中まで働かされている男性を思うと、女性はそこまで...と感じ、納得している部分がある。女性の労働形態や賃金に対する問題については、社会構造のしくみから考えていかないと一概に正答を見つけるのが困難である。

男性の育児休暇取得も大事だが、女性の育児休暇制度を充実させて、より取得しやすい環境をつくっていくことも重要である。

町内会事業などの参加は、男性の家庭もあれば女性の家庭もある。家庭環境や地域格差も原因の一つだろうが、男女共同参画は、地域に全く浸透していないと感じられる事がある。地域社会への参画のために、社会的慣行を見直す必要があるが、どのように取り組むべきかが課題である。

(4) まとめ

【コメンテータ（市民協働課：樋口）からのコメント】

4つの柱で構成されているプランの中で、委員の方が要約し説明された内容が、懇話会として最重要課題と考えられます。

1. パイアス（偏見）をなくすには、教育が重要である。
2. DV 被害者支援など、人権の尊重を推し進める。
3. 企業への働きかけなどは、行政の「力」が必要である。
4. 地域社会への参画がこれからのキーワードとなる。
5. 未来を担う子どもを、育て、守る次世代育成が大切である。
6. 適正な評価を行うことにより、目的達成を図る。

男女共同参画標語の募集において、学校での説明がされたと考えられます。そういった活動が男女共同参画の意識啓発となり、学校教育の重要性を実感できた具体的な事例であったと思います。

また、近年の傾向として女子高では、女子の能力開発や発揮に力を注ぎ、その重要性についての教育が男女共学の高校よりも盛んに行われており、女性のエンパワメント推進が実践されているようです。

男女共同参画と人権は密接な関係にあります。女性や子どもに対する DV 対

策として講座や職員研修により、DVの現状を知り対応を考えることが必要であると認識しています。

企業への働きかけや制度については、行政の「力」が必要です。しかし、市町村だけでは取り組めない「ファミリーフレンドリー企業」や「くるみんマーク」の認定など、国や都道府県が取り組む事業もあります。できることから取り組んでいかなければならないでしょう。

法整備は完全ではありません。男性の育児休業でも制度はあっても他の決めごとに不備があったり、現実には取り辛いといった雰囲気や慣習がある事もあり、問題はまだまだ多く残っていると言えるでしょう。

いくつかある課題の中でも、地域社会への参画がこれからの最重要課題になるだろうと思われます。男女共同参画という視点だけでなく、地域格差、世代・年代層や新・旧住民の意識など、複雑に絡んだ問題があり、しっかり時間をかけて取り組み必要があります。

次世代育成は、男女共同参画の中核をなす取り組みと考えています。男女共同参画の推進を目的としたプランですので、次世代育成を優先することはありませんが、男性の育児参加や子育て支援などを進める必要があります。

評価は、このプランの核となるものです。事業や施策が実施できているかなど、プランの進捗状況の把握や分析は必要ですが、評価そのものが目的ではありません。目的をどうしたら達成することができるのかという指針を示し、それを真摯に受けとめて具現化するように努力することが重要だと思います。

2007年の男女共同参画推進状況と新たな課題（魚住 忠久 委員）

1. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」反対が52%
内閣府調査で初めて半数を超えたが、「妻が食事の支度をする（85%）」「妻が掃除をする（76%）」意識は変わったが理想と現実がかけ離れている現状が浮き彫りとなった。
2. 女性管理職の割合
市町村は8.6%、都道府県5.1%（課長相当職以上）
企業は66.6%（係長級以上）だが、先進国に比べるとまで低い
3. 同一価値労働同一賃金「同じ価値の労働なら性別に関係なく同じ賃金」
労働基準法第4条で「女性であることを理由に賃金において男性と差別的取り扱いしてはならない」と定めており、国際労働機関（ILO）の条約を批准しているが、日本の賃金格差は66.8であり格差は大きい。
4. ワークライフバランス
男女ともに仕事と家庭を両立できる働き方を実現しないと、結婚・子育てへの意欲がわかず、少子化に歯止めがかからない。

このように、プランに記載されない考え方などは、見直しや改定意見として組み込んでいく必要がある。